

国立国会図書館

取調べ可視化の現状と議論

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 825 (2014. 5. 13.)

はじめに

- I 取調べの可視化の現況
 - II 取調べの可視化の検討の経緯
 - III 取調べの可視化の論点
 - IV 録音・録画以外の取調べの適正化方法
 - V 国際連合からの勧告
- おわりに

- 近年、警察・検察の取調べ方法が問題とされた複数の事件の発生と検証を受けて、取調べの録音・録画（取調べの可視化）について試行や検討がなされている。
- ただし、可視化については推進派・慎重派それぞれから理由及び批判が提出されており、複数の研究会等の報告書では可視化の義務付けについては両論併記がなされるなど、明確な結論が出ていない。
- 平成 23 年 6 月に第 1 回会議が開かれた法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」での議論は平行線をたどっていると報道されており、今後の答申の内容、さらに国会での議論がどのようなものになるかが注目される。

国立国会図書館
調査及び立法考査局行政法務課
ながすえ りょう
(長末 亮)

第 8 2 5 号

はじめに

近年、警察・検察の取調べ方法が問題とされた複数の事件の発生と検証を受けて、取調べの録音・録画（以下「取調べの可視化」という。）について検討がなされている。本稿では、取調べの可視化の現況と議論の状況を紹介し、論点整理を試みるほか、取調べの適正化に関連するほかの手段を紹介する。なお、「取調べの可視化」という用語については、広い意味では取調べへの弁護士立会いなどの手段も含むが、現状では多くが録音・録画の意味で用いられており¹、本稿でもこの意味で用いることとした。

I 取調べの可視化の現況

取調べの可視化については、現在のところ義務化はされておらず、警察・検察それぞれが試行という形で行っている。当初は、裁判員裁判の対象かつ自白事件について可視化を行っていたが、その後、否認事件や知的障害を有する被疑者について試行の範囲の拡大がなされた。また、検察では全過程での可視化の試行もなされている。

1 警察の試行

警察では、取調べの可視化の試行として、①裁判員裁判の対象事件、あるいは②知的障害により言語によるコミュニケーション能力に問題がある、又は取調官に対する迎合性が高い等の被疑者について試行を行っている。²

①については、平成24年4月から試行範囲が拡大され、裁判員裁判の対象事件のうち、公判において供述の任意性、信用性等について争いが生じるおそれがあるなど、取調べ状況等を客観的に記録することが裁判所等の的確な判断に有効であると認められるものを対象としている。ただし、被疑者が録音・録画を拒否した場合、組織犯罪等において取調べの真相解明機能が害されるおそれがある場合、関係者のプライバシー等の保護などに支障が生ずるおそれがある場合などは対象から除外している。試行対象場面としては、必ずしも全過程を対象としておらず、捜査上又は立証上相当と認められる場面を選択して行われている。

また、録音・録画をする場合は、容疑者が録音・録画を拒否した場合の取調官の関与が疑われる事態を避けるといった理由から、平成25年9月から被疑者が取調室に入室する場面からの録音・録画を全ての都道府県で実施している³。なお、これに先立って平成25年1月の1か月間、7道府県において被疑者が取調室に入室する場面からの録音・録画を実施していた。

¹ 重松弘教・榊野龍太『逐条解説 被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則』東京法令出版、2009、p.2。この点については、厳密には取調べの全過程を録画することが「可視化」であり、一部の録音・録画はこれにあたらぬとの主張もなされている。（「可視化に関するQ&A」アムネスティ日本ホームページ <<http://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/visualization/faq.html>>）なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2014年3月28日である。

² 大日向孝一「警察における取調べの録音・録画の試行の検証について(前編)」『捜査研究』No.750、2013.9、pp.58-89; 同「警察における取調べの録音・録画の試行の検証について(後編)」『捜査研究』No.751、2013.10、pp.77-95。

³ 「「可視化」容疑者意向も記録 9月から 警察庁、取調べ前に」『読売新聞』2013.7.25、夕刊。

②については、平成 24 年 5 月から試行が開始された。罪名は限定せず、療育手帳の発給事実などの知的障害の公的な認定状況などを斟酌して選定している。可視化の範囲は可能な限り広く行うこととしているが、裁判員裁判対象事件と同様、必ずしも全過程を対象としているわけではない。

全ての取調べの機会に録音・録画を実施した事件は 54 件あるが、これらの総取調べ時間に対する録音・録画の実施時間の比率は 61.2%であった。

なお、②についても平成 25 年 9 月から被疑者が取調室に入室する場面からの録音・録画を行っている。

2 検察の試行

検察での取調べの可視化の試行については、現在では①特捜部・特別刑事部の独自捜査事件、②知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等の事件、③裁判員裁判対象事件、④精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者等の事件について、試行が行われているところである。検察で試行が開始されたのは、平成 18 年 8 月からであり、当初は裁判員裁判対象かつ自白事件について行われていたが、その後試行範囲が拡大され、現在に至っている。実施件数について、警察及び検察の試行状況の直近のものを表に示した。

表 警察・検察の取調べの録音・録画の試行状況

警察の試行	総数	実施件数	不実施件数
①裁判員裁判対象事件(平成24年4月～平成25年3月)	3,415	2,637	778
②知的障害を有する被疑者(平成24年5月～平成25年4月)	1,037	967	70

検察の試行(平成25年3月～同年10月)	総数	実施件数	不実施件数	全過程の実施件数	準全過程実施件数	一部実施件数
①特捜部・特別刑事部の独自捜査事件	90	89	1	75	0	14
②知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等の事件	727	712	15	461	88	163
③裁判員裁判対象事件	2,727	2,673	54	1,971	0	702
④精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者等の事件	1,896	1,846	50	887	306	653

(出典) 次の資料を基に筆者作成。大日向孝一「警察における取調べの録音・録画の試行の検証について(前編)『捜査研究』No.750, 2013.9, pp.58-89; 同「警察における取調べの録音・録画の試行の検証について(後編)『捜査研究』No.751, 2013.10, pp.77-95; 「取調べの録音・録画に関する検証結果」最高検察庁ホームページ <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/supreme/rokuon_rokuga.html> なお、準全過程実施件数は、事件の送致を受けた段階では、試行対象であることを把握できなかったため録音・録画を実施しなかったものの、判明した後の全ての取調べについて録音・録画を実施した件数。

II 取調べの可視化の検討の経緯

1 国会提出法案

取調べの録音・録画を義務化する法案が初めて提出されたのは、平成16年3月、第159回通常国会に民主党が議員立法として提出した「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」⁴である。同法案は同年4月に衆議院法務委員会で審査が行われたが、同月23日に採決が行われ、否決された。平成18年3月、第164回通常国会にほぼ同じ法律案⁵が提出されたが、審議入りはせず、閉会中審査（継続審査）とされた。その後、継続審査扱いとされていたが、取調べの全過程の可視化を義務付けることに絞って内容が変更され、平成19年12月、第168回臨時国会に「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」⁶として提出された。この法案は同国会では継続審査とされたが、平成20年5月、第169回通常国会において参議院法務委員会で審査入りし、同年6月に可決。その後、参議院本会議で可決され、衆議院に回付された。同月に衆議院法務委員会に付託されたが閉会中審査（継続審査）としない旨が議決され廃案となった。⁷

なお、平成21年の第171回国会でも同様に可視化を義務付ける法案⁸が提出され、参議院法務委員会及び本会議で可決されたが、衆議院で審査未了となった。

2 各種の勉強会・検討会

（1）取調べの可視化に関する省内勉強会

平成21年の第45回衆議院議員総選挙のマニフェストに取調べ全過程の可視化を盛り込んだ民主党が政権を取った後、同年10月に千葉景子法務大臣（当時）は法務省内に警察と検察での取調べを検討の対象とする取調べの可視化の勉強会を設置した。平成22年6月に中間報告⁹が出され、膨大な事件数と多様な取調べがあること、録音・録画の実施が困難な場合があること、DVDの視聴のための負担・コストといった理由から、全ての事件での可視化は困難とされた。

平成23年8月に出された省内勉強会の取りまとめ結果¹⁰では、身柄拘束後のできる限り広範囲な取調べを録音・録画の対象とすることが望ましいとしつつ、部分可視化でも一定の効果があり、負担、コスト、取調べの機能を障害するおそれ等を勘案すると、一律に録音・録画を義務付ける制度構築は適当でないとした。

（2）検察の在り方検討会議

⁴ 河村たかし衆議院議員外4名提出（第159回国会衆法第19号）。なお、同法律案は取調べの弁護人立会の義務化も内容としていた。

⁵ 河村たかし衆議院議員外2名提出「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（第164回国会衆法第13号）

⁶ 松岡徹参議院議員外5名提出（第168回国会参法第10号）

⁷ 重松・榊野 前掲注(1), pp.12-14.

⁸ 松野信夫参議院議員外5名提出「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（第171回国会参法第10号）

⁹ 「取調べの可視化に関する省内勉強会の中間取りまとめの公表について」2010.6.28. 法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00003.html>

¹⁰ 「取調べの可視化に関する省内勉強会の取りまとめ結果等の公表について」2011.8.8. 法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/kentou/jimu/kentou01_00039.html>

平成 22 年 9 月のいわゆる厚労省元局長無罪事件¹¹の無罪判決を受けて、法務大臣の私的諮問機関として法務省に「検察の在り方検討会議」が設置され、平成 22 年 11 月に第 1 回会議が開催された。この会議は、15 名の有識者で構成され、15 回の会議を経て平成 23 年 3 月に「検察の再生に向けて」と題する提言を提出した¹²。議論の過程で、取調べの可視化については、全面可視化を主張する委員に対し、自白を得られなくなるのは明白であるとして反対する意見が出されるなど、意見が一つに収れんされるまでには至らず¹³、提言では可視化の具体的な範囲には言及せず、「可視化を拡大する」との表現にとどまることとなった。可視化については、改めて国民の声や関係機関を含む専門家の知見を反映した検討を行う場を設けて検討することを求めた。¹⁴

（３）警察の取調べの可視化の検討

一方、警察の取調べの可視化についての検討としては、平成 22 年 2 月に設置されていた国家公安委員会委員長が主催する研究会の報告書「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会最終報告」¹⁵が平成 24 年 2 月に出されたが、全過程の可視化については両論併記がなされるにとどまった。

（４）最高検察庁の可視化検証結果

平成 24 年 7 月の最高検察庁の可視化の検証結果では、取調べの可視化について有効性は認めながら、全過程の可視化については多くの問題点があるとされ、笠間治雄検事総長（当時）は、取調べ全過程の可視化はデメリットが大きく、全過程の可視化を義務化すれば、治安に悪い影響が出るとの見解を示した。ただし、可視化の試行については、デメリットがある中でどうやってメリットを出すか、取調べ方法を研究していくとし、試行を後退させる気はないと述べた。¹⁶

3 法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」での議論

取調べの可視化について、法制審議会の議論は平成 26 年 3 月現在に至るまで議論が続いており、結論が出ていない。「検察の在り方検討会議」が平成 23 年 3 月に「新たな検討の場を設けるべき」と提言を行ったことは前述したとおりであるが、これを受けて、平成

¹¹ 郵便割引制度の不正利用に関連した公的証明書の不正作成に関与した疑いで、村木厚子・厚生労働省元局長（当時）が逮捕されたが、村木氏は平成 22 年 9 月に無罪判決が確定した。その後、主任検事が証拠物件のデータを改ざんしていたことが判明し、取調べにおける問題点も指摘された。（最高検察庁「いわゆる厚労省元局長無罪事件における捜査・公判活動の問題点等について（公表版）」2010.12. 法務省ホームページ <<http://www.moj.go.jp/content/000075562.pdf>>）

¹² 「検察の在り方検討会議」法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/kentou/jimu/kentou01_00001.html>

¹³ 「「検察の在り方会議」提言 可視化具体論先送り 積極派、消極派譲らず」『読売新聞』2011.4.1; 「検察の在り方検討会議 第 13 回会議議事録」2011.3.24. 法務省ホームページ <<http://www.moj.go.jp/content/000074963.pdf>>

¹⁴ 「検察の再生に向けて―検察の在り方検討会議提言―」2011.3.31. 法務省ホームページ <<http://www.moj.go.jp/content/000072551.pdf>>

¹⁵ 「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会最終報告」2014.2. 警察庁ホームページ <<http://www.npa.go.jp/shintyaku/keiki/saisyuu.pdf>>

¹⁶ 「取調べ可視化「有効」 特捜事件では供述後退 22% 最高検が検証」『読売新聞』2012.7.5; 「「全面可視化には問題」 最高検検証 弁護側と隔たり」『読売新聞』2012.7.5; 「「可視化、後退させない」 最高検が試行結果発表」『朝日新聞』2012.7.5.

23年5月に江田五月法務大臣（当時）が取調べの可視化を含めた刑事司法の新しい在り方について諮問し、6月に「新時代の刑事司法制度特別部会」の第1回会議が開催されたのである。

メンバーとして、法曹関係者以外に、いわゆる厚労省元局長無罪事件で無罪となった村木厚子氏や、痴漢冤罪についての映画「それでもボクはやってない」を監督した周防正行氏が任命されたことが注目を集めた¹⁷。同年9月には前述の法務省勉強会の取りまとめ結果や法務省が検察官1,100人に実施したアンケートが提示された¹⁸。

この特別部会では、可視化以外にも通信傍受や自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方などについても議論し、約1年半後の平成25年1月の第18回会議では「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想（部会長試案）」が提示された。ここでは、取調べの可視化については、2つの制度案を念頭に置いて具体的な検討を行うとし、①裁判員制度対象事件のうち被疑者の身柄を拘束した事件を対象とし、一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付けるという案、②録音・録画の対象とする範囲は取調官の一定の裁量に委ねるものとする案が提示された¹⁹。この内容を巡っては、対象事件を裁判員裁判に限定した場合、可視化の議論のきっかけの一つとなっただけの厚労省元局長無罪事件が対象外になることに対する批判や、通信傍受などの捜査手法だけが強化され、捜査機関の焼け太りだと批判する意見などが出され、委員の間で議論が紛糾したと報道されている²⁰。

その後、①案について裁判員裁判の対象事件以外への拡大検討を明記した修正案が了承され、3月からは捜査と公判の分野ごとに「作業部会」で議論を行うこととなった²¹。作業部会での議論でも①案と②案の両案併記状態は継続し²²、平成25年11月に開催された第21回会議では、①案を批判し②案を支持する見解が出される一方、②案では実効性が得られないとの見解も見られ、議論は平行線をたどり²³、このままでは、平成26年の通常国会（第186回国会）で可視化を法制化することは困難と報道された²⁴。

なお、最近では、平成26年2月14日の第23回会議で、委員の一部から、まずは全事件で検察の取調べを可視化し、裁判員裁判対象事件以外は警察の取調べは可視化の対象としないとする案が提示されるという新たな動きが見られる²⁵。

¹⁷ 「刑事司法の改革へ議論 可視化の法制化・新捜査手法ポイント 29日初会合」『朝日新聞』2011.6.25.

¹⁸ 「取り調べの可視化、検察官の77%「適正さの確保に効果」 江田法相、法制化明言」『朝日新聞』2011.8.9; 「法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会 第3回会議（平成23年9月20日開催）」法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/kentou/jimu/kentou01_00043.html>

¹⁹ 「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想（部会長試案）」法務省ホームページ <<http://www.moj.go.jp/content/000106595.pdf>>

²⁰ 「取り調べ可視化：試案「議論反映せず」 法制審部会、異論が相次ぐ」『毎日新聞』2013.1.19.

²¹ 「新しい刑事司法へ 自白に頼る手法、見直し 法制審、来月にも改革原案」『朝日新聞』2013.4.21.

²² 「取り調べ可視化、後退 例外を拡大、通信傍受対象も追加 法制審部会素案」『朝日新聞』2013.6.15; 「取り調べ可視化、例外容認 解釈拡大、懸念も 法制審部会」『朝日新聞』2013.11.8.

²³ 「法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会第21回会議（平成25年11月7日開催）議事録」法務省ホームページ <<http://www.moj.go.jp/content/000117138.pdf>>

²⁴ 「取調べの可視化 来年法制化困難に」『読売新聞』2013.11.8.

²⁵ 「警察の可視化除外案 日弁連、導入急ぎ検察を先行」『朝日新聞』2014.2.15; 「「可視化」また平行線 法制審部会 対象事件巡り応酬」『読売新聞』2014.2.15; 「法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会第23回会議（平成26年2月14日開催）議事録」法務省ホームページ <<http://www.moj.go.jp/content/000121803.pdf>> なお、本稿脱稿後、①案を中心とした新たな試案が法制審議会に示されたとの報道に接した。（「可視化対象、結論出ず 法制審部会、限定巡り意見二分」『朝日新聞』2014.5.1; 「取り調べ全過程可視化 法制化へ 司法取引も検討」『読売新聞』2014.5.1; 法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会第26回会議（平成26年4月30日）配布

Ⅲ 取調べの可視化の論点

前述のように、法制審議会では、録音・録画の対象事件の範囲をどのように定めるか、取調べの全過程を義務化するか、それとも義務化は取調べの一部にとどめるか、また、全過程について義務化とするとしても例外事項をどのように規定するかといったことについて議論が続いている。本章では、そもそも取調べの可視化に積極的な見解と慎重な見解がどのような点で意見を異にしているかについて、論点整理を試みる。資料によって論点の整理の仕方は多様であり、また、それぞれの論点が有機的につながっているために明確に区分することは難しいが、可視化慎重派がその理由として述べる人が多い3点について、順次見ていくことにする。

1 被疑者との信頼関係の構築が困難となること

取調べにおいては、時間をかけて地道に被疑者とのコミュニケーションを重ね、人間的な信頼関係を構築することが重要であるが、取調官・被疑者ともカメラ（録画されて第三者に知られること）を意識することによりそれが困難となるとする考えがある²⁶。また、信頼関係の構築が困難となる結果、真相解明に支障がでるのみならず反省悔悟を促すという刑事政策的機能（カウンセリング機能）も阻害することが指摘されている²⁷。

以上の主張については、おおむね次のような批判が見られる。①被疑者と取調官の関係が信頼関係といえるのかそもそも疑問である。②録画されていても正々堂々と信頼関係を構築すればよい。密室でなければ信頼関係が作れないというのはおかしい話である。③取調官にとっては信頼関係を構築するための行動をとっているつもりでも、実際には取調官の思い込みに被疑者が屈して虚偽自白が生じることがある。④既に可視化制度を導入した他国からの報告では、録音機存在はすぐに気にならなくなるとされている。²⁸

批判①・③に関連して、酒井安行青山学院大学法学部教授は、取調べの実務について書かれた複数の書籍の記述内容を分析し、現場ではウェットな世界・人格のぶつかり合いというより対立的な勝ち負けの意識・ビジネス法務的な発想が強いのではないかと疑問を呈している。また、実際には被疑者が捜査員の意に沿うように供述を行う「悲しい迎合」、あるいはしらを切る大悪人ではありませんと恭順した姿勢を見せ、寛大な処分を期待する「したたかな迎合」が起きているにすぎないのではないかとしている。そのほか、被疑者が取調べ後、インタビュー等で「信頼関係により自白した」旨を述べていたとしても、実際は別の理由によって自白に至ったのだが、自己のプライド崩壊の危機を回避するために捜査官の人格に感動・共感して自白したと思いつくことが考えられるとしている。²⁹

資料「事務当局試案」法務省ホームページ <<http://www.moj.go.jp/content/000122699.pdf>>

²⁶ 重松・榊野 前掲注(1), p.3. なお、同資料 pp.4-5 ではオウム事件で逮捕された林郁夫が取調官との信頼関係により自白するに至ったという記述を紹介している。

²⁷ 本江威憲「取調べの録音・録画記録制度と我が国の刑事司法」『判例時報』No.1922, 2006.5.11, pp.11-12.

²⁸ 日本弁護士連合会「取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現に向けて（第3版）」2008, pp.22-43. <http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/special_theme/data/torishirabe_kashika.pdf> また、淵野貴生立命館大学教授は、可視化（及び弁護人立会い）は黙秘権保障の制度的前提として必要であり、供述させるために説得することを認める前提に立たないから弊害ではないとする。（淵野貴生「取調べ可視化の権利性と可視化論の現段階」『法律時報』No.1063, 2013.8, p.62.）

²⁹ 酒井安行「取調べの録音・録画と日本の刑事司法」『青山法学論集』53巻1号, 2011.6, pp.111-186.

とはいえ、取調官が一方的に非難・叱責するだけでは被疑者は自分に不利なことを供述しようとはしないので、取調べの現場では取調官は被害者の犯行の背景を理解し、同情し、被害者の心情や行動に理解を示すこともあるし、取調官が自らの生き立ち、生き様をさらけだし、一人の人間として訴えかける必要がある。こうした取調べ手法を録音・録画の下行うことは難しいとする説³⁰も一定の説得力を持つとされてはいる³¹。

批判②については、可視化慎重派からは、誰しも友人等から内密の話を聞くとときや悩み事を打ち明けるときはほかの者に聞かれずに話ができるようにしようとする。ましてや犯行の自白についてはなおさらであるとの反論がある³²。とはいえ、取調べと親密な人同士の相談ごとを同一視することはミスリーディングとする意見³³、多数の者の面前で取調べることと、録音録画を行いつつ密室で取調べことは異なるとする意見³⁴があり、推進派と慎重派のギャップは埋まらないままである³⁵。

批判④については、可視化慎重派からは、取調べの録音・録画制度を導入している諸外国のほとんどでは取調べ時に時間をかけて説得することはないか少ないし、そもそも取調べの捜査手法としての重要性が我が国に比して著しく低いといった反論がなされている³⁶。これに関して、日本弁護士連合会は「海外比較不相当」論は不適切です」とし、上記のような、諸外国の制度と比較することは適当でなく、それぞれの国の刑事司法全体の構造のなかで議論すべきとする考え方は、論点のすり替えであり、こうしたことを言い出せばどんな制度も全体を改めるまで導入を延期しなければならないといった批判を行っている³⁷。また、例えばイギリスにおいては可視化の導入に際しては日本と同様の反対論があったが、導入後は取調べの技術が進歩するなどの利点があったと評価されているとの主張をしている³⁸。

³⁰ 本江威熹「取調べの録音・録画記録制度について」『判例タイムズ』No.1116, 2003.6.1, pp.6-7. また、露木康浩「取調べ可視化論の問題—治安への影響—」『法学新報』No.112(1・2), 2005.7, pp.146-147 も同旨。

³¹ 信頼関係の構築が必要という考え方に強い疑問を呈する酒井安行青山学院大学法学部教授は「もっとも「手強い」考え方であり、「不思議な説得力」を有し、「一般的な説得力にはかなりのものがあるように思われる」としている。(酒井 前掲注(29), pp.158-159.)

³² 本江 前掲注(27), p.7.

³³ 酒井 前掲注(29), p.147.

³⁴ 吉丸眞「録音・録画記録制度について(下)」『判例時報』No.1914, 2006.2.21, p.21.

³⁵ 取調べがプライベートな場であると主張したのではなく、悩み事を打ち明けると同様の微妙な心情を抱くものであるということを述べたに過ぎないとの再反論もある。(本江 前掲注(27), pp.20-21.)

³⁶ 「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」2011.8, p.49. 法務省ホームページ <<http://www.moj.go.jp/content/000077866.pdf>> 例えば州によって可視化制度を導入しているアメリカでは、取調べ時間はせいぜい数時間程度であり、また、被疑者がミランダ権利により黙秘権を行使した場合は、それ以降の取調べはできず、弁護人の立会いを要求した場合は実務上は取調べを行わない(「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会 第10回会議(平成22年12月10日開催) 議事要旨」警察庁ホームページ <<https://www.npa.go.jp/shintyaku/keiki/gaiyou10.pdf>>)。また、可視化制度が導入されているイギリスでは、被疑者の取調べに充てるのが物理的に可能な時間は4~5時間程度であり、実際の取調べ時間はそれよりも少ないほか、訴追基準が我が国と比較して緩やかであり、無罪率が高い(法務省「取調べの録音・録画制度等に関する国外調査結果報告書」2011.8, pp.34-55. 法務省ホームページ <<http://www.moj.go.jp/content/000077868.pdf>>; 本江 同上)。なお、イギリスにおける取調べの可視化については、岡田薫「取調べの機能と録音・録画」『レファレンス』690号, 2008.7, pp.5-19 に詳しい。フランスでは少年被疑者と一定の重大犯罪についてのみ録音・録画が義務付けられている(同 警察庁ホームページ)。組織犯罪に対して潜入捜査が認められており、また重罪であれば原則として1年以内といった長期間の身柄拘束が可能である(本江 同上)。ドイツでは取調べの可視化はなされていない。直接主義・口頭主義が徹底され、捜査段階の被疑者供述が、そのまま公判での証拠として使われることがないからとされている(日本弁護士連合会 前掲注(28), p.48; 同 法務省, p.79)。

³⁷ 日本弁護士連合会 同上, pp.33-36.

³⁸ 日本弁護士連合会 同上, p.44.

なお、前述したカウンセリング機能については、カウンセリング機能は取調べの本質もしくは重要な機能であるとまではいえないとの指摘がある³⁹。

2 報復のおそれにより供述を得ることが困難になること

可視化慎重派から提示される別の理由として、仲間や組織からの報復をおそれ、被疑者から供述を得ることが困難になることに対する懸念がある。共犯事件、特に組織的な背景を持つ事件では、被疑者に仲間や組織を売りたくないとの思いが強い場合に供述を得ることが困難であるし、犯罪組織の場合は報復を加えられるおそれがあることから特に難しいとされる。現在は、供述を得られたとしても調書に記録することを拒まれる場合が少なくない。録音録画制度を導入すれば、さらに供述を引き出すことが困難になるというのである⁴⁰。

この懸念については、①被疑者が自ら可視化してくれという場合には当てはまらない。②供述人保護の問題との混同がなされている。③証拠開示や公判再生時の処理で対応可能であるという批判がある⁴¹。ただし、③については、公判再生時の処理について将来確実に制限されるかを取調べ時に的確に見通すことができるものではないとの指摘や、録音・録画を停止したとしても、そのこと自体から共犯者の関与について供述したことが推認されてしまうとの指摘があり、また、証拠開示については、組織的犯罪の事案では、実質的にその組織に選任された弁護士が弁護に当たる例があること、共犯者の弁護士に証拠開示されることにより共犯者の知ることになる可能性があるとの制限は難しいのではないかと指摘がある⁴²。

3 被害者や第三者のプライバシー保護

また、別の論拠として、取調べの録音・録画により、被疑者本人以外の、被害者や第三者のプライバシーが漏れいする危険があるとする考え方がある。具体的には、性犯罪における被害者の身体的特徴、窃盗時に家の中に被害者が他人に知られたいくないようなものが置いてあったことなどである。また、性犯罪が行われたが告訴の意思がなく窃盗のみで起訴された場合に性犯罪についての状況が明らかになってしまう場合に問題となる⁴³。

これに対しては、可視化を義務化すれば取調べが適正化するため、任意性が争われることも少なくなり、取調べを録画した DVD が法廷で再生される可能性が低いこと、公判再生時の処理や証拠開示の制限規定の活用などで対処できるとの反論がある。ただし、実際に適正な取調べが行われたとしても被告人が不適正な取調べを主張する可能性があるし、証拠開示や公判再生時の処理について将来確実に制限されるかを事前に的確に見通すことができるものではないとの指摘もなされている⁴⁴。もっとも、黙秘権保障の制度的前提と

³⁹ 井上明彦「取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の権利性とその実現にあたっての問題に関する考察」『広島法科大学院論集』No.7, 2011.3, p.194.

⁴⁰ 露木 前掲注(30), pp.150-153.

⁴¹ 日本弁護士連合会 前掲注(28), pp.29-33; 小坂井久『取調べ可視化論の展開』現代人文社, 2013, p.72.

⁴² 法務省 前掲注(36), p.49; 露木 前掲注(30), p.15.

⁴³ 露木 前掲注(30), pp.147-149.

⁴⁴ 「被疑者取調べの録音・録画の在り方について—これまでの検討状況と今後の取組方針—」2010.6, p.7. 法務省ホームページ <<http://www.moj.go.jp/content/000049080.pdf>>; 吉丸 前掲注(34), p.27.

して可視化が必要とする瀧野貴生立命館大学教授は、部分的に保護しきれない部分が残るとしても、適正手続保障のほうがプライバシーより優越すると述べている⁴⁵。

IV 録音・録画以外の取調べの適正化方法

1 取調べ状況報告書

現状、取調べについての記録の義務化は全くなされていないわけではない。警察では平成16年から、取調べの書面による記録制度が導入されており、取調べを行った日ごとに、取調べ時間、取調べ場所、取調べ担当者氏名、被疑者供述調書作成の有無・通数、被疑者等の特異な行動等の参考事項などを記すことになっている⁴⁶。ただし、被告人側への証拠開示がなされるとは限らず、また記載内容は限定的であって、この記録から取調べの実態を把握することは難しいとの批判がある⁴⁷。当初の対象は身柄拘束中の被疑者・被告人であったが、平成20年1月の「警察捜査における適正化指針」により、任意捜査段階において被疑者を取調べた場合に拡大された⁴⁸。

この「適正化指針」はほかに、取調べ時間の管理の厳格化（原則として深夜に又は長時間にわたり行うことを避ける。午後10時から翌日5時までの間の取調べ、1日当たり8時間を超える取調べは事前に承認が必要）や、全ての取調室に透視鏡等を設置し、捜査部門以外の部門による取調べの監督を行うことなどを規定している。なお、平成21年度には容疑者への暴行やタバコ等の便宜供与、事前承認のない長時間の取調べなど29件の問題が確認され、3件は取調官の減給や戒告処分につながった⁴⁹。

ただし、取調べ監督制度については、あくまで内輪だけの取組であり、第三者が検証できる方法である可視化が求められるとの意見がある⁵⁰。

2 被疑者ノート

一方、被疑者の側からの取調べの記録としては、被疑者ノートがある。これは日本弁護士連合会が取調べの可視化の実現の活動の一環として、平成16年3月から各弁護士会に配布し、活用を呼び掛けているものである。ホームページからもダウンロードできるようになっている。体裁としては、刑事手続の流れや、黙秘権などの諸権利についての説明に始まり、次いで記載例が記され、後半部分がノートとなっている。

ノートの項目としては、取調べ日、時間、場所、取調官の氏名、取調事項、取調べ方法、取調官の態度、被疑者の対応といった記入欄が詳細に設けられている。このノートに被疑

⁴⁵ 瀧野 前掲注(28), p.62.

⁴⁶ 「犯罪捜査規範」(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第182条の2。なお、検察庁においても同様の制度が導入されている。(吉丸 前掲注(34), p.31.)

⁴⁷ 取調べの実態に関する立証は公判における捜査官の証人尋問及び被告人質問に依存せざるを得ない構造は変わらないし、自白の強要その他の違法・不当な取調べの抑止についても大きな効果を期待することができないとする。(吉丸 同上, p.32) また、証拠開示がなされるとは限らないことについては、小坂井久・秋田真志「取調べの適正化をめぐる課題」『刑事法ジャーナル』No.13, 2008, pp.23-33 に記載がある。

⁴⁸ 重松・榊野 前掲注(1), p.44.

⁴⁹ 「警察庁は取り調べチェック、09年度、問題29件」『日本経済新聞』2011.1.21.

⁵⁰ 「(リポート岐阜) 取調べ「監督官」見参 岐阜県警、適正化へ全国初導入」『朝日新聞』(岐阜県版) 2009.12.13.

者が取調べ内容を記録することによる効果としては、①不当な取調べに対する牽制、②弁護人の状況把握、③被疑者の自覚と励まし、④取調べの状況が問題となった場合の証拠としての利用が挙げられている⁵¹。

また、外国語版（英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、ロシア語）の被疑者ノート⁵²や、地方の弁護士会で地域の実情にあわせ、項目を減らして記入しやすくしたもの⁵³といったバージョンも作成されている。仮に取調べの可視化が義務化された場合であっても、被疑者ノートには前述の②や③といった固有の効果があることから、不要になるとは言えないとされている⁵⁴。そのほか、取調室以外の勾留期間中の生活全体の可視化と適性化の手段となること⁵⁵や、可視化では記録できない被疑者の内面が記録できるといった効用も指摘されているところである⁵⁶。

V 国際連合からの勧告

前述のとおり、諸外国では取調べの可視化をすでに行っている国が多く見られるところであるが、我が国の状況については、国際連合の複数の組織から勧告がなされている。これに対して日本政府は、当初は全ての取調べの録音・録画を義務付けることについては慎重な検討を要するといった回答をしていたが、近時では、取調べの録音・録画の制度化にある程度前向きな回答を行っている。

平成 19 年に拷問禁止委員会から取調べの可視化を行うべきとする勧告⁵⁷を受け、日本政府は慎重な検討が必要であると回答した⁵⁸。その理由として、被疑者と取調官との信頼関係を築くことが困難であること、組織犯罪の情報収集、名誉・プライバシーの保護に支障を生ずるおそれなどを挙げている。その後、平成 23 年には、拷問禁止委員会に対して「被疑者取調べを録音・録画の方法により可視化することについては、その実現に向け、幅広い観点からの調査検討を進めているところである。」と回答を行っている⁵⁹。なお、平成 25 年には前回と同様、可視化についても勧告が行われ⁶⁰、これについては平成 26 年 5 月 31

⁵¹ 日本弁護士連合会「被疑者ノート活用マニュアル（改訂版）」2009.4, pp.2-3. <http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/legal_aid/on-duty_lawyer/data/higisyanote_manual.pdf>

⁵² 「被疑者ノート外国語版」日本弁護士連合会ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/recordings/detail/suspect_note.html>

⁵³ 井上明彦「被疑者ノート実践報告—広島 実情に即したノートの誕生とその広がり—」『刑事弁護』No.45, 2006.Spr, pp.121-125.

⁵⁴ 小坂井 前掲注(41), p.326.

⁵⁵ 指宿信「被疑者ノートの理論的検討」『自由と正義』No.705, 2007.10, pp.51-60.

⁵⁶ 今井力「被疑者ノート実践報告—大阪 被疑者ノートで自白強要と対抗し無罪に一」『刑事弁護』No.45, 2006.Spr, pp.126-129.

⁵⁷ 警察に身柄を拘束されている又は代用監獄にいる被留置者の取調べが、すべての取調べの電子的及びビデオによる記録等の措置によって組織的に監視されること、並びにこれらの記録が刑事裁判における利用に供されることを確保すべきであるとされた。（「条約第 19 条に基づき締約国から提出された報告書の審査拷問禁止委員会の結論及び勧告 日本（仮訳）」2007.8.7. 外務省ホームページ <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gomon/pdfs/kenkai.pdf>>; 英語正文は同ホームページ <http://www.mofa.go.jp/policy/human/torture_rep.pdf>）

⁵⁸ 「拷問禁止委員会の最終見解（CAT/C/JP/CO/1）に対する日本政府コメント」 外務省ホームページ <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gomon/pdfs/kaito.pdf>>; 英語正文は同ホームページ <http://www.mofa.go.jp/policy/human/torture_com.pdf>

⁵⁹ 「拷問等禁止条約 第 2 回政府報告に関する拷問禁止委員会からの質問に対する日本政府回答（仮訳）」2011.7. 外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gomon/pdfs/houkoku_02.pdf>; 英語正文は同ホームページ <http://www.mofa.go.jp/policy/human/torture_rep2/contents.pdf>

⁶⁰ 「委員会によって第 50 回会期に採択された日本の第 2 回定期報告に関する最終見解」（2013 年 5 月 6—31 日）

日までに回答することが求められている⁶¹。

また、第5回の自由権規約委員会政府報告書審査では、取調べの全過程について体系的に録音・録画すべきであると勧告された⁶²。これについては、「政府は、本件について、諸外国における捜査手法、取調べの可視化の状況等犯罪捜査の在り方についての調査研究を含め、その対応方策を検討している」⁶³と回答している。

そのほか、人権理事会の普遍的・定期的レビュー（Universal Periodic Review : UPR）⁶⁴においては、平成20年の第1回の審査で可視化について勧告がなされ⁶⁵、この時点では日本は、「全ての取調べの録音・録画を義務づけることについては慎重な検討を要するが、適正な取調べの確立に向けた努力は継続していく」⁶⁶とした。平成24年の第2回の審査では、可視化の試行状況等の現状について報告⁶⁷し、「日本は、できる限り早期に答申を受け、取調べの録音・録画の制度化を実現していきたいと考えている」⁶⁸と述べている。なお、可視化の勧告⁶⁹については、同じ意見を表明している⁷⁰。

おわりに

取調べの可視化についての法制審議会での議論は長引いており、当初は平成26年通常国会（第186回国会）への法案提出を目指すと言われていたが⁷¹、最近では、第186回国会で法制化することは困難になったと報道されている⁷²。また、通信傍受についての記事で

外務省ホームページ <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000020880.pdf>>; 英語正文は同ホームページ <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000020881.pdf>>

⁶¹ 「国連：拷問禁止委・ドマ委員 自白依存、日本を懸念 司法制度「ただ一つの弱点」『毎日新聞』2014.3.22.

⁶² 「規約第40条に基づき締約国より提出された報告の審査自由権規約委員会の最終見解 日本（仮訳）」2008.10.30. 外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/jiyu_kenkai.pdf>; 英語正文は同ホームページ <http://www.mofa.go.jp/policy/human/civil_ccpr2.pdf>

⁶³ 「自由権規約委員会の最終見解（CCPR/C/JPN/CO/5）に対する日本政府コメント」外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/2c_comment0912.pdf>; 英語正文は同ホームページ <http://www.mofa.go.jp/policy/human/cove_comment0912.pdf>

⁶⁴ 国連加盟国全ての国の人権状況を普遍的に審査する枠組み。（「UPR（普遍的・定期的レビュー）の概要」外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/upr_gai.html>）

⁶⁵ 「UPR 結果文書・仮訳」の параグラフ 60 II. 結論及び／又は勧告 部分 外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr_sk0805j.pdf>; 英語正文は同ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr_sk0805e.pdf>

⁶⁶ 「UPR 結果文書・補遺・仮訳」外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr_skt0808j.pdf>; 英語正文は同ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr_skt0808e.pdf>

⁶⁷ 「UPR（普遍的・定期的レビュー）第2回日本政府報告（仮訳）」2012.7. 外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/report_upr_1207_jp.pdf>; 英語正文は同ホームページ <http://www.mofa.go.jp/policy/human/pdfs/report_upr_1207_en.pdf>

⁶⁸ 「UPR 第2回日本政府審査・結果文書（仮訳）」外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr2_kekka.pdf>; 英語正文は国連人権高等弁務官事務所ホームページ <http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session14/J/A_HRC_22_14_Japan_E.doc>

⁶⁹ 同上

⁷⁰ 「我が国の立場は、政府報告書第4部1(2)、UPR 作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログ（パラ13）及び本補遺147.44及び147.116で述べられたとおりである」としている。（「UPR 第2回日本政府審査・勧告に対する我が国対応（仮訳）」外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/pdfs/upr2_taiou.pdf>; 英語正文は国連人権高等弁務官事務所ホームページ <http://lib.ohchr.org/HRBodies/UPR/Documents/Session14/J/A_HRC_22_14_Add.1_Japan_E.doc>）

⁷¹ 「可視化範囲 振り出し 法制審部会 対立続く」『読売新聞』2013.2.5.

⁷² 『読売新聞』前掲注(24) また、対象事件や例外規定をめぐる議論が長引く可能性もあり、提出の時期は不透明としている記事もある。（前掲注(22) 『朝日新聞』2013.11.8.）

はあるが、法案提出は来年以降の見通しとしたものがある⁷³。

本稿では紙幅の関係から紹介することができなかったが、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」⁷⁴では可視化と同時に、通信傍受制度の見直しや、自白事件を簡易迅速に処理するための手続といった新たな制度についての議論もなされている。また、裁判員制度も平成21年5月の施行からほぼ5年がたち、法制審議会「刑事法（裁判員制度関係）部会」⁷⁵で見直しの議論がなされている。こうした動きも含めて、今後の刑事司法制度について改めて注目していく必要があると思われる。

⁷³ 「通信傍受、拡大を議論 一定程度容認か 法制審部会」『朝日新聞』2014.2.22.

⁷⁴ 「法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会」法務省ホームページ <<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500012.html>>

⁷⁵ 「法制審議会 刑事法（裁判員制度関係）部会」法務省ホームページ <<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500020.html>>